

○経済産業省告示第 号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十二条第一項及び第十四条の規定に基づき、平成二十七年経済産業省告示第五十一号（冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の判断の基準となるべき事項）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する件

冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の判断の基準となるべき事項（平成二十七年経済産業省告示第五十一号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第一 環境影響度の目標値及び目標年度</p> <p>1 コンデンシングユニット等</p> <p>経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成27年経済産業省令第29号。以下「規則」という。)第3条に規定するコンデンシングユニット等(以下単に「コンデンシングユニット等」という。)の製造業者等(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号。以下「法」という。)第2条第7項に規定する者をいう。以下同じ。)は、</p>	<p>第一 環境影響度の目標値及び目標年度</p> <p>1 コンデンシングユニット等</p> <p>経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成27年経済産業省令第29号。以下「規則」という。)第3条に規定するコンデンシングユニット等(以下単に「コンデンシングユニット等」という。)の製造業者等(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号。以下「法」という。)第2条第7項に規定する者をいう。以下同じ。)は、</p>

次の表の左欄に掲げる区分ごとに、目標年度(次の表の右欄に掲げる年の4月1日から翌年3月31日までをいう。)以降の各年度において国内向けに出荷する製品に使用されたフロン類及びフロン類代替物質(以下「フロン類等」という。)の環境影響度(地球温暖化への影響の程度であって、フロン類等の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数(平成27年経済産業省告示第54号)で表されたものをいう。以下同じ。)の低減について、環境影響度を製造業者等ごとの出荷台数で加重平均した値が、次の表の中欄に掲げる

次の表の左欄に掲げる区分ごとに、目標年度(次の表の右欄に掲げる年の4月1日から翌年3月31日までをいう。)以降の各年度において国内向けに出荷する製品に使用されたフロン類及びフロン類代替物質(以下「フロン類等」という。)の環境影響度(地球温暖化への影響の程度であって、フロン類等の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数(平成27年経済産業省告示第54号)で表されたものをいう。以下同じ。)の低減について、環境影響度を製造業者等ごとの出荷台数で加重平均した値が、次の表の中欄に掲げる

値を上回らないようにすること。ただし、試験研究のためのものであって、特殊な構造を有するものは、この限りではない。

区分		環境影響度の目標値	目標年度
コンデンシングユニット	一 <u>圧縮機を駆動する電動機の定格出力が一・五キロワットを超え</u> <u>るものであって、</u>	<u>750</u>	<u>2029</u>

値を上回らないようにすること。ただし、試験研究のためのものであって、特殊な構造を有するものは、この限りではない。

区分		環境影響度の目標値	目標年度
コンデンシングユニット	[新設]	<u>1500</u>	<u>2025</u>

等	<u>圧縮器、蒸発器 及び凝縮器が同 一の筐体内に配 置されていない もの</u>		
	<u>二 前号に掲げる もの以外のもの</u>	<u>150</u>	<u>2029</u>

2 [略]

3 中央方式冷凍冷蔵機器

規則第3条に規定する中央方式冷凍冷蔵機器（  
以下単に「中央方式冷凍冷蔵機器」という。）の製

等			
	[新設]	[新設]	[新設]

2 [略]

3 中央方式冷凍冷蔵機器

規則第3条に規定する中央方式冷凍冷蔵機器（  
以下単に「中央方式冷凍冷蔵機器」という。）の製

造業者等は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、目標年度(次の表の右欄に掲げる年の4月1日から翌年3月31日までをいう。)以降の各年度において国内向けに出荷する製品のフロン類等の環境影響度の低減について、環境影響度を製造業者等ごとの出荷台数で加重平均した値が、次の表の中欄に掲げる値を上回らないようにすること。

区分		環境影響度の目標値	目標年度
中央	一 <u>有効容積が五</u>	100	2019

造業者等は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、目標年度(次の表の右欄に掲げる年の4月1日から翌年3月31日までをいう。)以降の各年度において国内向けに出荷する製品のフロン類等の環境影響度の低減について、環境影響度を製造業者等ごとの出荷台数で加重平均した値が、次の表の中欄に掲げる値を上回らないようにすること。

区分		環境影響度の目標値	目標年度
中央	[新設]	100	2019

方式 冷凍 冷蔵 機器	<u>万立方メートル</u> <u>以上の冷凍冷蔵</u> <u>倉庫の新築、改</u> <u>築又は増築に伴</u> <u>って当該冷凍冷</u> <u>蔵倉庫向けに出</u> <u>荷されるもの</u>		
	<u>二 遠心式の圧縮</u> <u>機を用いるもの（</u> <u>前号に掲げるも</u> <u>のを除く。）</u>	<u>100</u>	<u>2029</u>

方式 冷凍 冷蔵 機器			
	[新設]	[新設]	[新設]

<u>三 スクリュー式の</u> <u>圧縮機を用いる</u> <u>もの(第一号に</u> <u>掲げるものを除</u> <u>く。)</u>	<u>150</u>	<u>2031</u>
<u>四 遠心式及びス</u> <u>クリュー式の圧</u> <u>縮機を用いるも</u> <u>の以外のもの(</u>	<u>750</u>	<u>2029</u>

[新設]	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]

第一号に掲げる  
ものを除く。)

4～6 [略]

第二～第三 [略]

4～6 [略]

第二～第三 [略]

備考 表中の[ ]は注記である。

## 附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一の1の改正規定は、令和十一年四月一日から施行する。